

令和元年度 防災くらし安心部運営プログラム

<短期アクションプランの目標指標 (R2) >	
自主防災組織率：95% (H31年4月1日：90.2%)	
雪害による死亡者数：0人 (H30年度：10人)	
刑法犯認知件数：4,896件未満 (H30年：3,614件)	
交通事故死傷者数：6,000人以下 (H30年：6,250人)	

主要事業及び重要業績評価指標 (KPI) 等一覧

番号	主要事業	主な取組み内容	KPI (短期AP策定時)	H30 計画	R1 計画	達成 状況	短期APにおける 位置づけ (テーマ-施策-主要事業)
				直近値 (H30 実績値)			
1	総合的な危機対応力の充実強化	○自助・共助による地域防災力の強化 ○災害対応体制の強化 ○緊急事態への対応力の強化 ○東日本大震災からの復興支援 ○災害時の福祉支援体制の充実強化	防災訓練参加者数 (H27年度 29,706人)	34,000人	36,000人	概ね 順調	2-4-(1) 2-4-(2)
				33,017人 (H30年度)			
			防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合 (H27年度 80.0%)	88.6%	91.4%	順調	
				91.4% (H30年度)			
2	医療提供体制の整備	○ICTを活用した救急活動の効率化・対応力の向上による救急搬送体制の強化	-	-	-	-	2-1-(1)
3	犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取組みの強化	○治安対策の強化 ○犯罪被害者支援の充実 ○交通事故防止対策の強化	交通事故死者数 (H25年～H28年平均 42人)	32人以下	31人以下	遅れ	2-5-(1)
				51人 (H30年)			

4	消費生活や食などの安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育・啓発の充実 ○消費生活相談体制の充実・強化 ○若年者への啓発強化 ○多重債務者対策の推進 ○食の安全・安心の確保 ○動物愛護の推進 	消費生活サポーター数（経験者含む） (H28年度 110人)	130人 (135人)	140人 (150人)	順調	2-5-(3)
				144人 (H30年度)			

※ H30 計画及び R1 計画における括弧書きは、短期アクションプランに掲げた目標を上回る独自目標

防災くらし安心部				
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値(H30実績値)	
1	総合的な危機対応力の充実強化	防災訓練参加者数	34,000人	36,000人
			33,017人 (H30年度)	
		防災行政無線など情報一斉伝達システム導入市町村の割合	88.6%	91.4%
			91.4% (H30年度)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策4－主要事業(1) 総合的な危機対応力の充実強化 テーマ2－施策4－主要事業(2) 災害時医療救護・福祉支援体制の充実強化		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取り組み状況〕

- 自助・共助による地域防災力の強化
 - ・自主防災組織の新規立ち上げ等を促進するため、自治会等へ自主防災アドバイザーを派遣するとともに、組織のリーダー的立場を担う防災士を55名養成した。また、自主防災組織率の低い市町村を中心に組織化の働きかけを行った結果、90.2% (H31年4月1日現在) の組織率となった。
 - ・防災フォーラムの開催等を通じ県民の防災に対する意識の向上を図るとともに、市町村の防災訓練において多くの住民が参加するシェイクアウト訓練の実施を促した。
 - ・「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」の発表を9回行い、市町村や消防機関及びマスコミを通じて雪害事故防止の注意喚起を行った。
 - ・市町村や商工団体等と連携して、やまがた消防団応援事業所等の拡充を図り、応援事業所数が平成31年2月19日現在で384ヶ所となっている。応援事業所のない市町村の解消が進み、2町村(金山町、鮭川村)を残すのみとなっている。また、協力事業所については、平成30年4月1日現在で486ヶ所となっている。協力事業所のない市町村の解消が進み、三川町のみとなる見込みである。
 - ・若者の消防団への加入促進を図るため、高校生に対する消防団等の説明会を実施した。
- 災害対応体制の強化
 - ・情報伝達手段の多重化の推進を要請するとともに、25市町村に対し補助金による支援を通じ防災行政無線の整備促進を図った。
 - ・津波災害警戒区域の指定(遊佐町)並びに鳥海山避難計画の策定及び火山防災マップの作成等を通じ、津波及び火山防災対策を推進した。
- 緊急事態への対応力の強化
 - ・国、新庄市と共同で国民保護図上訓練を実施し、対処・措置能力の向上を図った。
- 東日本大震災からの復興支援
 - ・アンケート調査等により避難者のニーズを把握するとともに、「やまがた避難者支援協働ネットワーク」構成団体と連携した相談会や市町村等による全戸訪問、「復興ボランティア支援センターやまがた」による情報提供等の支援を行った。また、支援者のための「支援者支援研修会」を開催した。
 - ・避難者向け借上げ住宅を供与するとともに、借上げ住宅の供与が終了した生活再建が困難な避難者に対し、県職員公舎を無償提供し、生活再建に向けた支援を行った。

○災害時の福祉支援体制の充実強化

- ・市町村に対し要配慮者支援対策のための指針を活用し避難所の環境整備を呼び掛けるとともに福祉避難所指定の促進を図った結果、全市町村で福祉避難所の指定が行われた。

〔評価・課題等〕

○自助・共助による地域防災力の強化

- ・自主防災組織の組織率は着実に向上しているが、未だ市町村間に差があるため組織率の低い市町村への更なる働きかけや支援を行う必要がある。
- ・豪雨による河川氾濫、土砂災害の危険度が増加している中で、避難勧告や避難指示が実際の住民の避難に結びついていない実態がある。
- ・県民の防災意識をさらに向上させるとともに、自主防災組織等によるハザードマップ等を活用した実践的な防災訓練の実施や更なる住民の参加を促進していく必要がある。
- ・雪害事故防止については、積雪状況等に応じた注意喚起を行ってきたが、今シーズンは死者が10人発生した。
- ・消防団員数の長期的な減少がみられる。

○災害対応体制の強化

- ・同報系防災行政無線等の整備に向けた働きかけを行った結果、令和2年度までに全市町村で整備される見込みである。
- ・災害の状況や被災場所の情報等を迅速に収集し共有するため、機器を整備する必要がある。
- ・津波災害警戒区域の指定（遊佐町）や鳥海山火山防災マップの作成など対策は着実に進んでおり、引き続き津波及び火山防災対策等を推進していく必要がある。

○緊急事態への対応力の強化

- ・国民保護訓練と検証を繰り返すことにより、対処・措置能力を向上・持続していく必要がある。

○東日本大震災からの復興支援

- ・避難者の支援については、ニーズを踏まえた必要な支援策を検討するとともに、関係機関・団体と連携して、相談会、全戸訪問等の支援や支援者支援研修を実施した。避難生活の長期化により、ニーズが個別化、多様化しているが、令和2年度までで復興期間が終了し、支援の縮小が想定されるため、それぞれの避難者が地域で安心して生活できるようにするための取り組みが必要である。

○災害時の福祉支援体制の充実強化

- ・福祉避難所の指定促進について、受入定員数の拡大や実際の要配慮者避難を行う体制の充実を図っていく必要がある。

〔今後の推進方向等〕

○自助・共助による地域防災力の強化

- ・自主防災アドバイザーの派遣等により共助の中心的役割を担う自主防災組織の組織率の向上を図る市町村の取り組みを促すとともに、防災士研修講座の実施による防災士の育成やハザードマップを活用して地域の災害特性を踏まえた図上訓練等実践的な研修等により、地域防災力の向上を推進する。
- ・災害発生時の避難に関する情報について、県民の理解を深める広報を行う。
- ・雪害事故防止のため安全な雪下ろし・除排雪作業の普及に市町村、関係部局、総合支庁及び関係機関等と連携して取り組んでいく。
- ・消防団への若者の加入促進を図り、また、やまがた消防団応援事業所及び消防団協力事業所を拡大することにより、消防団の活性化を図る。

○災害対応体制の強化

- ・有事に正確な危機管理情報を県民に対し迅速に発信する体制を整備する。
- ・避難勧告等を住民に迅速に伝達するための防災行政無線の整備について、引き続き予算措置を行い、支援していく。
- ・総合支庁へのモバイル端末の配備や防災情報システムの改善を行う。

- ・津波災害警戒区域の指定（鶴岡市及び酒田市）に向け2市と連携して取り組む。また、火山避難確保計画の作成支援（蔵王山及び吾妻山）や避難促進施設を指定するための選定基準等の検討（鳥海山）など火山防災対策を推進していく。

○緊急事態への対応力の強化

- ・毎年度国民保護訓練を実施することで、対処・措置能力の向上と継続を図る。

○東日本大震災からの復興支援

- ・関係機関・団体と引き続き連携し、個別化・多様化する避難者のニーズを踏まえたきめ細かな支援を行うとともに、特に支援の必要な避難者については、生活再建の計画を立て、様々な制度を組み合わせる「避難者ケースマネジメント」の取組みを進める。また、借上げ住宅の供与が終了する世帯の相談支援に取り組む。

○災害時の福祉支援体制の充実強化

- ・要配慮者受け入れ体制の充実のため福祉避難所の指定の更なる促進や、指定した福祉避難所と有事の際に備えた訓練を定期的に行うよう市町村に働きかける。

【令和元年度の主な取組項目と事務事業】

○自助・共助による地域防災力の強化

- ・自主防災アドバイザーの派遣及び防災士養成による自主防災組織立ち上げ等の支援
- ・多くの県民の方に理解を深めてもらうための防災教育の機会の拡充と、学校等と連携した防災教育の充実
- ・平常時から避難情報や気象情報に関する理解を深めるためのSNS等を活用した広報展開
- ・総合防災訓練や緊急登庁訓練等の各種防災訓練の実施
- ・実践的な防災力の習得に向けた自主防災組織リーダー等を対象とする実践的研修の実施
- ・雪害事故防止に向け、積雪状況等に応じた注意喚起情報の随時提供及び高齢者をターゲットとしたSNS等を含む広報展開
- ・高校生の消防団活動の理解促進
- ・やまがた消防団応援事業所及び消防団協力事業所の拡充

○災害対応体制の強化

- ・危機管理広報監の設置等による有事の危機管理情報発信体制の整備
- ・庁内関係部局の技術職員を兼務職員とし連携強化を一層図り、災害情報収集力及び組織的防災力を強化
- ・市町村総合交付金による防災行政無線整備への支援
- ・防災情報システムの改善や災害現場の画像、動画、地図情報の共有化による情報収集力の強化
- ・県や市町村の危機管理担当職員を対象とした実践的研修の実施
- ・津波災害警戒区域指定に向けた住民説明会の開催及び鶴岡市・酒田市との調整
- ・火山における避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成支援

○緊急事態への対応力の強化

- ・国、山形市との共同による山形県国民保護共同図上訓練の実施

○東日本大震災からの復興支援（避難者のニーズを踏まえたきめ細かな支援の展開）

- ・避難者アンケート調査の実施等による避難者のニーズの把握と全戸訪問による地域とのつながりづくり
- ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」構成団体と連携した相談会の開催や避難者向けフリーペーパー等による情報提供
- ・研修会の開催やアドバイザー派遣を通じた「避難者ケースマネジメント」に取り組む市町村の支援
- ・避難者向け借上げ住宅の供与及び住まいの相談支援

○災害時の福祉支援体制の充実強化

- ・避難所の環境整備や福祉避難所の指定促進及び要配慮者受入体制整備に向けて、県・市町村連携会議等の機会を捉えて検討及び意見交換

防災くらし安心部				
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
2	医療提供体制の整備	—	—	—
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策1－主要事業（1）医療提供体制の整備		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

- ICTを活用した救急活動の効率化・対応力の向上による救急搬送体制の強化
 - ・ ICTを活用する県救急情報データベース構築事業に係るシステム概要書（電子化する業務範囲、入力・表示画面レイアウト等）の作成や導入に係る開発経費等の概算額の算出。
 - ・ 県消防長会においてシステム概要書の内容を説明し、県救急情報データベース構築事業に理解を求めた。
- 併せて、県救急情報データベース構築の前提条件となる、市販のクラウドシステムを活用した「救急情報管理システム（某メーカー品）」の早期導入について、現在未導入の消防機関に対し協力を要請。（令和元年度に1消防機関が導入）

〔評価・課題等〕

- ICTを活用した県救急情報データベース構築事業に係るシステム概要書の作成や、開発経費に係る概算額を算出したことから、今後システム構築に向け関係機関で具体的な検討に使用するための資料が整備された。
- 令和元年度では、全12消防機関中、未導入消防機関が5機関となる。
 - 多くの未導入消防機関では、通信指令台システムに付加した救急情報管理システム（既存）等を使用していることから、救急情報管理システムの更新も通信指令台システムの更新に合わせる必要があり、早期導入の障害となっている。

〔今後の推進方向等〕

- 未導入消防機関の早期解消に向けた取組みを引き続き行う。
- 並行して、県救急情報データベース構築事業に係るシステム詳細について検討を進める。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

- ICTを活用した救急活動の効率化・対応力の向上による救急搬送体制の強化
 - ・ 作成したシステム概要書をベースに消防機関、県及び開発企業で構成するシステム検討会を実施する。
 - ・ 未導入消防機関を個別訪問し、今後の導入見通しや、課題等の解決に向けた話し合いを実施する。

防災くらし安心部				
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値(H30実績値)	
3	犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取組みの強化	交通事故死者数	32人以下	31人以下
			51人(H30年)	
短期APにおける位置付け		テーマ2－施策5－主要事業(1)犯罪の予防と検挙及び交通事故防止のための取組みの強化		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取組み状況〕

- 治安対策の強化
 - ・防犯指導者講習会及び防犯出前講座を開催した。
 - ・20市町村が防犯ボランティア活動支援事業に取り組み、防犯ボランティア活動への支援を行った。
- 犯罪被害者支援の充実
 - ・「犯罪被害者支援県民のつどい(講演会等)」を開催し、犯罪被害者への県民の理解を促進した。
 - ・「やまがた性暴力被害者サポートセンター(べにサポやまがた)」を設置し、被害者からの相談を受けて必要な支援を行った。
- 交通事故防止対策の強化
 - ・年間を通じた交通マナーアップ県民運動や各季における県民運動等を実施し、県民総ぐるみの交通安全運動を展開した。
 - ・参加・体験型交通安全教室を開催し、交通安全思想の普及を図った。
 - ・市町村交通指導員等を対象としたサポカー/サポカーSの体験会を行った。

〔評価・課題等〕

- 講習会や出前講座により、防犯意識の高まりがみられたが、防犯ボランティアなどの防犯活動従事者の活動を活発化するためには引き続き支援が必要である。
- やまがた性暴力被害者サポートセンターへの相談件数は増加しており県民の認知度は向上しているが、引き続き犯罪被害者の視点に立った支援策の広報や啓発、やまがた性暴力被害者サポートセンターの周知と、迅速かつきめ細かな相談対応が必要である。
- 平成30年の交通事故死亡者は目標数より多く、特に高齢者が7割を占めたことから、高齢者や子どもなどの交通弱者に対する交通事故防止対策に加え、夜光反射材の一層の普及啓発と高齢者の歩行中、運転中の危険予測能力を高める交通安全教育が必要である。

〔今後の推進方向等〕

- 防犯指導者講習会の開催により地域防犯リーダーの育成と活動従事者のスキルアップを図るとともに、防犯出前講座の開催により地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図る。
- 防犯ボランティア団体(市町村防犯協会、青色パトロール隊、子ども見守り隊)の活動に対し助成を行い、活動を促進する(市町村に1/2を補助)。
- 「犯罪被害者支援県民のつどい」を通して被害者支援への理解と協力の確保など積極的な広報啓発を行う。

- やまがた性暴力被害者サポートセンターの相談体制の充実や広報啓発等の運営支援、性犯罪・性暴力被害者支援交付金の活用による財政的支援を行う。
- 運転者の基本ルール遵守徹底や高齢者と子どもの交通事故防止、飲酒運転の撲滅など、交通安全思想の普及を図るため、交通マナーアップ県民運動を展開する。
- 高齢者交通死亡事故警報の発令や高齢者の交通事故防止推進強化旬間の設定、全ての県民を対象とした夜光反射材の普及啓発運動、多くの高齢者ドライバーが体験可能な交通安全危険予測シミュレータを活用した参加・体験型交通安全教室の実施（高齢者交通事故防止アドバイザー派遣事業）などにより、高齢者の交通事故防止を図っていく。

〔令和元年度の主な取組項目と事務事業〕

- 治安対策の強化
 - ・防犯指導者講習会及び防犯出前講座の開催等
 - ・市町村を通じた防犯ボランティア活動への支援の展開（防犯ボランティア活動支援事業）
- 犯罪被害者支援の充実
 - ・犯罪被害者支援講演会の開催等による犯罪被害者への県民の理解促進
 - ・ポスターやカードを活用した「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」の周知
 - ・やまがた性暴力被害者サポートセンターの相談・支援体制の充実（夜間2名体制、医療機関施設内への相談室の設置）
- 交通事故防止対策の強化
 - ・年間を通じた交通マナーアップ県民運動や各季における県民運動等、県民総ぐるみの交通安全運動の展開
 - ・平日は仕事がある高齢者ドライバーが参加しやすい休日イベントでの参加・体験型交通安全教室の開催や、広く県民に着用を呼び掛ける夜光反射材の普及啓発運動、交通安全教育の展開
 - ・高齢者を対象とした交通安全教室等を通じたサポカー／サポカーSの周知等

(部局運営プログラム個表)

防災くらし安心部				
番号	主要事業	K P I	H30計画値	R1計画値
			直近値 (H30実績値)	
4	消費生活や食などの安全・安心の確保	消費生活サポーター数 (経験者含む)	130人	140人
			135人 (独自目標)	150人 (独自目標)
短期APにおける位置付け			144人 (H30年度)	
		テーマ2－施策5－主要事業 (3) 消費生活や食などの安全・安心の確保		

施策の評価と今後の推進方向等

〔前年度までの主な取り組み状況〕

○消費者教育・啓発の充実

地域の団体等からの依頼を受けて講師派遣する消費生活出前講座は、制度の広報に力を入れながら実施に努めた。誰でも参加して消費生活に関する情報の提供が得られるよう県が企画した消費生活講座を、小学生、高齢者に対して4回実施した。

2022年4月の成年年齢の引下げに向け、若年者への消費者教育・啓発として平成30年度において、弁護士による消費生活法律授業を高校4校で実施、また若年者への啓発のため県消費生活センターのキャラクターの着ぐるみや啓発パネルを作成した。

消費生活サポーターは、平成30年度に年齢制限を18歳以上に引き下げて対象を広げ、大学生2名を含む13人増加し、消費生活出前講座の講師、地域のイベントにおける啓発活動等で活動いただいている。

○消費生活相談体制の充実・強化

専門機関等が実施する研修会へ県の相談員を派遣した。また、市町村相談担当者を対象とした研修会、OJT研修・訪問指導、市町村相談窓口への助言を行い、相談スキルの維持向上と県と市町村の連携を図った。

○多重債務者対策の推進

多重債務者相談強化キャンペーン期間において、弁護士会等と連携して多重債務に関する法律相談会を開催してきた。

○食の安全・安心の確保

・「食の安全推進会議」や「食の安全フォーラム」の開催により、生産者、食品等事業者、消費者間の食の安全・安心に関する相互理解の促進を図った。

・食品事業者への講習会の開催や個別の事業者への相談対応により、新しい食品表示制度に基づく表示への切替え促進を図った。

・食品事業者への講習会の開催や立入検査により、HACCPの制度化に係る普及啓発と専門的な助言指導を行った。

○動物愛護の推進

・動物愛護フェスティバル時、保健所、市町村、動物愛護推進員への猫に関する苦情・相談時等に、「猫の適正飼養ガイドライン」を活用し、猫の適正飼養に関する県民の理解を深めた。

〔評価・課題等〕

○悪質商法や特殊詐欺の被害が後を絶たず、広く県民に対して消費生活の情報を周知していくことが必要である。その中でも、高齢者からの消費生活相談割合が年々増加しており、また、成年年齢が引き下げられると成年直後の消費者被害が増加することが懸念されることから、特に高齢期や若者期に対して重点的に啓発を行っていく必要がある。また、地域における消費者啓発活動においては、県民ボランティアである消費生活サポーターの役割が重要であり、若年者からのサポーターへの参加も一層期待される。

- 消費生活相談は、県と市町村を合わせて年間約8,000件あるが、市町村で受ける相談割合が高くなっており、県によるサポートの必要性が高まっている。消費生活相談の内容は複雑化・多様化していることから、適切に対応していく必要がある。
- 成年年齢の引下げに向け、若年者層への消費者教育・啓発は必要性が一層高まっており、教育所管部局や学校と連携して一層推進していく必要がある。また、学校以外においても、様々なイベントの場などの機会をとらえて幅広く啓発活動を行っていく必要がある。
- 相談窓口につながっていない多重債務者を、救済に向けて法律相談に誘導していく必要がある。
- 「食の安全推進会議」や「食の安全フォーラム」等の開催により、生産者、食品等事業者、消費者間の相互理解を図っているが、今後も時期を捉えて正確な情報を提供し、信頼関係を構築していく必要がある。また、食品表示については、食品事業者への講習会の開催等により食品表示の適正化を推進しているが、令和2年4月に食品表示法が完全施行されることから、令和元年度内に新表示に切り替える必要がある。更に、HACCPについては、講習会の開催等により導入促進を図っているが、平成30年6月の食品衛生法改正により、HACCPが制度化され、導入に向けて普及・啓発と専門的な助言指導が必要となる。
- 猫の致死処分数は大きく減少しているが、今後も「猫の適正飼養ガイドライン」を活用し、適正飼養と野良猫対策について更に周知を図る必要がある。

【今後の推進方向等】

- 啓発効果の高い消費生活出前講座は、より一層の活用が図られるよう様々な広報を行っていく。消費生活サポーターは、新規委嘱者6名を目標に広報を行っていく。県内一円の子どもから高齢者まで、幅広い年代に対して消費生活に関する情報を提供できるイベントを開催する。
- 県相談員及び市町村相談担当者の資質の維持向上のため、研修機会を確保していく。また、県消費生活センターと市町村相談窓口の連携を図っていく。
- 若年者への消費者教育・啓発については、弁護士による消費生活法律授業は前年度と同じ回数を実施し、出前講座は学校への働きかけを一層強める。消費者教育教材「社会への扉」の活用を進める。また、学校以外においても、着ぐるみや啓発パネル等を活用してアピール性の高い啓発を推進していく。
- 市町村、弁護士会等と連携して、各市と県の4消費生活センターで開催する多重債務に関する法律相談会の開催を周知していく。
- 「食の安全推進会議」や「食の安全フォーラム」等の開催により、生産者、食品等事業者、消費者間の食の安全・安心に関する相互理解が図られているが、今後も時期を捉えて正確な情報を提供していく必要がある。来年度の食品表示法の完全施行に向けて、業界団体毎の講習会の開催や個別相談への丁寧な対応等により、新たな表示への切替えを徹底していく。HACCPについて、厚労省が示す業種毎の手引書を活用し、業界団体等と連携した巡回指導や講習会の開催により丁寧な啓発、指導を図る。
- 猫の適正飼養を推進するため、市町村や動物愛護推進員と協働し、動物愛護フェスティバルや動物愛護教室など機会を捉えて「猫の適正飼養ガイドライン」を活用し周知していく。

【令和元年度の主な取組項目と事務事業】

- 消費者教育・啓発の充実
 - ・消費生活出前講座、消費者力アップイベントの実施
 - ・消費生活サポーターの増加と活用（大学生への働きかけ、消費生活出前講座の講師、地域のイベント等における啓発活動への参加促進等）
- 消費生活相談体制の充実・強化
 - ・専門機関等が実施する研修会への県相談員の派遣
 - ・市町村相談担当者を対象とした研修会、OJT研修・訪問指導、市町村相談窓口への助言の実施と、指定消費生活相談員による指導
- 若年者への啓発強化
 - ・高校における弁護士による消費生活法律授業や若年者への消費者教育・啓発強化事業の実施、社会への扉の活用推進、着ぐるみや啓発パネル等を活用した啓発
- 多重債務者対策の推進
 - ・弁護士会等と連携した多重債務に関する法律相談会の開催及び周知の強化

○食の安全・安心の確保

- ・「食の安全推進会議」や「食の安全フォーラム」の開催により、生産者、食品等事業者、消費者間の食の安全・安心に関する情報共有及び相互理解の促進。
- ・食品事業者への講習会の開催や個別の事業者への相談対応により、新しい食品表示制度に基づく表示への切替えの徹底。
- ・業界団体等と協働した巡回指導によるHACCP導入支援及び手引書を活用したHACCP導入のための講習会開催。

○動物愛護の推進

- ・市町村や動物愛護推進員等との協働による、「猫の適正飼養ガイドライン」を活用した県民への猫の適正飼養に関する理解促進。